

平成29年6月

伊那市議会定例会議案書

平成29年6月5日

平成29年6月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	請負契約の締結について……………	3
議案第2号	財産（土地）の処分について……………	4
議案第3号	市道路線の認定について……………	5
議案第4号	市道路線の廃止及び変更について……………	6
議案第5号	市道路線の廃止及び変更について……………	7
議案第6号	伊那市情報公開条例及び伊那市個人情報保護条例の一部を改正する 条例……………	9
議案第7号	伊那市田舎暮らしモデルハウス条例の一部を改正する条例……………	11
議案第8号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	13
議案第9号	伊那市体育施設条例の一部を改正する条例……………	15
議案第10号	平成29年度伊那市一般会計第2回補正予算について……………	16

請負契約の締結について

伊那北小学校給食調理場改築建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 伊那北小学校給食調理場改築建築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 153,900,000円
(内消費税 11,400,000円) |
| 4 契約の相手方 | 伊那市山寺254番地4
西武建工株式会社
代表取締役 春日 貞秋 |

平成29年6月5日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那北小学校給食調理場改築建築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

財産（土地）の処分について

下記のとおり財産（土地）を売却することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 地番 | 伊那市横山 7 2 2 7 番 1 4 6 8
伊那市横山 7 2 2 7 番 1 4 7 0
伊那市横山 7 2 2 7 番 2 4 2 8
伊那市平沢 1 0 9 6 0 番 4 |
| 2 | 地目 | 雑種地 |
| 3 | 地積 | 5,651.30 平方メートル |
| 4 | 売却価格 | 44,193,166 円（1 平方メートル当たり 7,820 円） |
| 5 | 相手方 | 東京都杉並区上井草 4 丁目 3 番 2 2 号
有限会社グループポエンデ
代表取締役 入倉 哲郎 |

平成 29 年 6 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

鳥居沢工業団地産業用地の一部を売却するため、提案するものであります。

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
T-1905	馬場脇支線3号	高遠町小原 466番5先	高遠町小原 497番1先		メートル 40.0	メートル 5.0

平成29年6月5日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、新設される高遠保育園への進入予定道路であるため、提案するものであります。

市道路線の廃止及び変更について

下記のとおり市道路線の廃止及び変更を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-1452	富士塚4号線	西町 269番40先	西町 269番36先		メートル 73.1	メートル 5.5～6.2

変更路線

路線番号	路線名	区 分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-1372	中央道東線	前	小沢 7227番1748先	西町 269番42先		メートル 743.4	メートル 3.0～6.0
		後	小沢 7227番1748先	荒井 7227番413先		613.4	3.0～6.0
I-1451	富士塚3号線	前	西町 269番55先	西町 7227番1910先		448.5	2.0～6.0
		後	西町 4657番1先	西町 7227番1910先		463.5	2.5～6.0

平成29年6月5日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、小黒川スマートインターチェンジ整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

市道路線の廃止及び変更について

下記のとおり市道路線の廃止及び変更を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-6233	田原上段2号線	東春近 5595番先	東春近 5573番1先		メートル 325.5	メートル 2.0
I-6258	田原上段1号線	東春近 5673番イの2先	東春近 5624番先		568.5	1.5~2.0
I-6259	清水坂線	東春近 5673番2先	東春近 5964番1先		1,068.7	2.0~4.0
I-6261	田原上段4号線	東春近 5964番1先	東春近 5954番先		116.8	2.0
I-6315	田原山ノ庵線	東春近 5755番先	東春近 5956番先		154.1	2.0~3.0

変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-6224	田原山際線	前	東春近 5674番先	東春近 6433番先		メートル 1,210.7	メートル 2.0~2.5
		後	東春近 5517番先	東春近 6433番先		570.7	2.0~2.2

平成 2 9 年 6 月 5 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、田原地区耕作放棄地再生事業に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

伊那市情報公開条例及び伊那市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(伊那市情報公開条例の一部改正)

第1条 伊那市情報公開条例(平成18年伊那市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加え、同号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(伊那市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 伊那市個人情報保護条例(平成18年伊那市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若し

くは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条第3項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第34条の4第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年6月5日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市田舎暮らしモデルハウス条例の一部を改正する条例

伊那市田舎暮らしモデルハウス条例（平成 28 年伊那市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（利用期間等）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 宿泊についての利用時間は、利用開始日の午後 2 時から利用終了日の午前 11 時までとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、モデルハウスの利用できる期間及び利用時間を変更することができる。

第 5 条を次のように改める。

（使用料等）

第 5 条 宿泊者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、1 棟 1 泊につき 4,000 円とする。
- 3 第 1 項の規定による納付は、第 8 条の規定による利用許可を受けるまでに行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 4 宿泊者は、必要に応じ、寝具その他宿泊に必要な物品等を用意するものとする。

第 13 条を第 15 条とし、第 12 条を第 14 条とし、第 11 条を第 13 条とする。

第 10 条第 5 号中「第 8 条各号」を「第 10 条各号」に改め、同条を第 12 条とする。

第 9 条を第 11 条とし、第 6 条から第 8 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（使用料の還付）

第 6 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第 7 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第 5 条の使用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市田舎暮らしモデルハウス条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係るものから適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

平成29年6月5日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市田舎暮らしモデルハウスに宿泊する者から使用料を徴収するため、提案する
ものであります。

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例（平成18年伊那市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「又は診断によって」を「又は診断により」に、「若しくは診断によって」を「若しくは診断により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に、「14,200円」を「14,200円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「1人」を「1人」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊那市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前の伊那市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日から施行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

平成29年6月5日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例（平成18年伊那市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表第2第26項を次のように改める。

26 伊那市民プール

区分				利用料金
個人使用	入場券	一般、高校生	1人1回につき	500円
		小中学生	1人1回につき	200円
	入場回数券	一般、高校生	12回券	5,000円
		小中学生	12回券	2,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年6月5日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市民プールの50メートルプールの廃止に伴い、利用料金等の規定の改正を行うため、提案するものであります。

平成29年度伊那市一般会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度伊那市一般会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成29年6月5日提出

伊那市長 白鳥 孝